

「二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、資料に基づき、補足説明をいたします。

今回の条例改正については、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、町の条例で定めている特殊勤務手当のうち、感染症のまん延防止作業手当の特例として防疫等作業手当を支給することを定めたものです。

資料をご覧ください。

この通知は令和2年4月21日付で、総務省から各都道県に通知されたものですが、内容といたしましては、本文の8行目以降に記載のとおり、「新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶又はこれに準ずる区域」を作業場所の要件として、「国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた作業」を対象に支給するものとされており、具体的には、「病院や宿泊施設等の内部並びにこれらの施設への移動時の導線上及び車内」が作業場所になります。

そのことから、町においても新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して作業を行うなどした場合において、防疫等作業手当を支給するものです。

想定といたしましては、消防職員が新型コロナウイルス感染症に感染したもの又は疑いのあるものを、病院等へ移送した場合が対象になるものと考えています。なお、感染の疑いとは医師等による診断や指示があった場合と考えており、通常の発熱等による救急搬送は対象外となるものです。

總行公第70号

總行給第15号

令和2年4月21日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
給与能率推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための
防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が
今月7日に一部の地域で発出され、各地方公共団体におかれても新型コロナウイルス感染
症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただいているところです。

さて、人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等
に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）の施行については、令和
2年3月18日付け總行給第6号給与能率推進室長通知において、その運用に当たっては、
当該改正内容及びその趣旨を踏まえ、適切に対応いただくようお願いしたところです。

上記の特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例は、「新型コロナウイルス感染症が流行
している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があつ
た船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるもの」
を作業場所の要件とし、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するた
めに緊急に行われた措置に係る作業を対象として支給されるのですが、全国で新型コロ
ナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において、病院や宿泊施設等での患者
収容の増加が見られる中、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の
中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部並びにこれ
ら施設への移動時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当しうることにご留
意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、上記のような病院における受入患者の拡大や、宿泊施設等における軽症者等の健康
管理、生活支援、搬送等といった緊急的な業務への対応が求められることから、各地方公共
団体におかれでは、地域の実情に応じて、非常勤職員を含む全庁的な職員の業務内容の変更

を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に改めて万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課

電話 03-5253-5542 (直通)
給与能率推進室

電話 03-5253-5549 (直通)